

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成27年11月26日 開催

署名者

豊橋市教育委員会 朝倉由美子 委員長

芳賀亜希子 委員

渡辺嘉郎 委員

豊橋市教育委員会

平成27年11月26日(木)午後3時、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

出席委員

朝倉由美子 委員長、高橋豊彦 委員、芳賀亜希子 委員、
渡辺嘉郎 委員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

加藤喜康 教育部長

金子尚央 教育部次長

村田敬三 教育政策課長

山西正泰 学校教育課長

松井雄一郎 保健給食課長

森田教義 生涯学習課長

蔵地宏美 スポーツ課長

天野年雄 図書館長

三世善徳 美術博物館副館長

家田健吾 科学教育センター所長

こども未来部 鈴木教仁 こども未来政策課長

前田豊彦 こども家庭課長

議 事 日 程

10月定例会会議録の承認

1 議案

議案第43号 平成27年度豊橋市一般会計教育費補正予算について

議案第44号 指定管理者の指定について

議案第45号 財産の取得について

2 協議事項

(1) 豊橋市のいじめ対策について

(2) 豊橋市教育振興基本計画、豊橋市生涯学習推進計画、とよはし子ども・若者育成プランの中間見直しについて

(3) 豊橋総合スポーツ公園・豊橋公園の整備基本方針（案）について

3 報告事項

(1) 平成27年度卒業式および平成28年度入学式について

(2) 教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について

(3) 食物アレルギーを有するお子様への対応について

(4) 「馬越長火塚古墳群」の国史跡指定及び「豊橋市民俗資料収蔵室」の国文化財登録について

(5) 平成27年度教育委員ふれあい給食について

(6) 市内生徒の問題行動等重大事案について

4 定例会の日程等について

(委員長)

それでは、ただ今から、豊橋市教育委員会 11 月定例会を開催します。

なお、加藤教育長は長期出張により欠席でございます。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第 23 条により、私から指名させていただきます。

今回は、芳賀委員と渡辺委員にお願いしたいと思いますが、ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めて参りたいと思います。

「10 月定例会の会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(委員長)

特にご意見、質問もありませんので、この内容にて公開して参ります。

それでは、「日程第 1 議案」に移りたいと思います。

議案第 43 号は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第 6 条第 1 項第 6 号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。

それでは、議案第 43 号「平成 27 年度豊橋市一般会計教育費補正予算について」の説明を事務局からお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、「議案第 43 号」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議がありませんので、「議案第43号」は、原案のとおり決定をいたしました。それでは、議案第44号「指定管理者の指定について」を事務局から説明をお願いします。

■生涯学習課長 議案第44号について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(渡辺委員)

これまでと同じ団体が上がっていますが、今まで青少年センターの運営に問題はなかったという事ですね。

(生涯学習課長)

そうです。

(委員長)

過去5年間の実績があるということも選定理由になっているのでしょうか。

(生涯学習課長)

説明が、不足していて申し訳ありませんでした。

3者から応募がありました。選定の中に、施設の設置目的や特性を充分理解しているということから、着実な施設管理を行えるということが大きく評価されています。

(高橋委員)

県内のNPO関係だと特定非営利活動法人愛知ネットが、有力な組織になるということは、分かります。

青少年センターそのものは、生涯学習のいろいろな場面で拠点の役割を担ってもらわなければならない施設になってきますので、そのことも含んで運営をしてもらえるとありがたいと思います。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。
特にないようですので、「議案第44号」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議がありませんので、「議案第44号」は、原案のとおり決定をいたしました。
それでは、議案第45号「財産の取得について」を事務局から説明をお願いしますが、この案件は、意思形成過程であるため豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。
それでは、議案第45号「財産の取得について」の説明を事務局からお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。
特にないようですので、「議案第45号」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議もありませんので、「議案第45号」は、原案のとおり決定をいたしました。
それでは、次に「日程第2 協議事項」に移ります。
協議事項1「豊橋市のいじめ対策について」を事務局から説明をお願いします。

■学校教育課長 協議事項1について説明

(委員長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(高橋委員)

いじめ認知件数を0件と報告した学校数が示されています。認知件数なので、変動がありますが、変動があるということは、発生と終息があるということだと思います。終息は、どのような基準で終息としているのでしょうか。

(学校教育課長)

とにかくいじめと捉える基準が、今まで非常に甘かったです。いじめゼロの学校は、ありえないということを校長会議でも盛んに言って、その結果0件で報告する学校が減ってきたというものです。

例えば、悪口を言ったことをいじめと捉えて報告してくる学校もありますが、これは子どもと話しをして大丈夫という状況になれば、終息としています。そう考えると今おっしゃられた基準は、難しい部分だと思います。

(高橋委員)

難しい問題と思います。

やはり、少しずつ事例を積み上げて共有していく必要があると思います。Aさんは、これでいいだろうと思っても、Bさんはもう少し見守る必要があると判断する場合もあるでしょうから、人によって違いが生じるので、これが重大案件に結びつくこともあると思います。

発生も当然そうですが、0件の学校が増えたり減ったりしているということは、発見したと同時に終息したと認知されていたということですよ。終息したと認知する基準の方が難しいと思います。終息したと整理してあった案件が、実際は終息しておらず重大案件につながる恐れもあると思います。根深くなっていたり陰湿化したりすることもあるので、難しい問題であると分かっていますが、敢えてお話させていただいています。

(学校教育課長)

同じ子がいじめられてしまうということもあります。

一度、終息したものが、数ヵ月後に再び出てくることもあります。

(高橋委員)

組み合わせが変わってということも含めてですよ。逆転する場合もあります。

(学校教育課長)

とにかく、いじめが0件の学校はありえないと校長に働き掛けているので、意識は高まってきていると思います。

(委員長)

10月は、0件と報告した学校が少ないので、みんながそういう意識で見て、従来はいじめとして認知していなかったものをいじめとして認知するようになったということですかね。

(学校教育課長)

各学校でいじめアンケートをやっています。校長会議でも言っているのは、記名式ではないアンケートを行って欲しいと伝えています。記名式のアンケートを月に1回やると、名前を書いていじめられていませんと書いた子が次のアンケートの直前にいじめられていれば、いじめられていますと書きます。何の目的でやるかという、自信を持っている担任にいじめがあるという現実を気づかせて、意識を変えていくために行っています。その中で、大きないじめは、生活サポートにかけて面談をしてどの子か特定をしていくこととなります。そしてその子の生活をサポートしていくこととなります。

(高橋委員)

時代の流れとともにいじめという事象の捉え方は変化していると思います。

いろいろな事例などの最新情報に近いものは、校長から学校内で情報共有を図ることになるのですか。

また、多分、教育委員会へ広い意味での情報があがってくると思うのですが、それに対してこういう対応だとか、こういうものが望ましいと思いますという対応を共有していく必要があると思います。

(学校教育課長)

生徒指導主事主任者会というものを小中学校別に行っており、共有したものが各学校へ流れます。ただ、その報告物である冊子については、管理職止めになっているため他の教員が目に触れることはないです。

(高橋委員)

学校単位では、校長先生を通じて生徒指導主事主任が、現場レベルでの責任者として適切に対応をしていきたいと思いますという事ですね。

(学校教育課長)

そうです。

(委員長)

担任が把握している件数と、子ども達のアンケートから出てくる件数との間に差はあるのですか。教員は、いじめはないと思っていたのに、子どものアンケート件数には上がってきたという事がある場合は、この認知件数に含まれますか。

(学校教育課長)

含まれるものもあります。

(委員長)

名古屋の件でも、結局周りに気づかれない中で追い込まれていたということでしたので、先生が気付けない部分をどのようにしたら気づけるのかなと思います。子ども達の情報のみを頼りにするのも、良くないかなと思います。

(学校教育課長)

教師自身の気づき、保護者からの連絡、子ども達からの情報など、いろいろなところから情報収集ができるように、アンテナを高くしていますが、どうしても水面下に潜ってしまうものもあると思っています。

(高橋委員)

重大事態が起きたときの対応で設置する予定の「豊橋市いじめ問題専門委員会」は、学校教員や教育委員会の事務局員などが入らない第3者委員会ということですか。

(学校教育課長)

そうです。

(高橋委員)

この委員会が開かれるような時は、非常に緊急性があるときだと思うのですが、この委員は、あらかじめ決めておくという事ですか。

(教育部長)

急に組織はできないので、あらかじめ決めておくということです。

(学校教育課長)

ここに10名程度と記載しておりますが、案件によって専門性の高い人に声をかけるなどのことは行う予定です。

(高橋委員)

案件によって専門性の高い人という事ですね。

例えば、学校評議員の機能や立ち位置、役割をどのように考えていますか。

(学校教育課長)

学校評議員は、実際には評議員会が年に3、4回行われるだけなので、報告するだけになっています。

(高橋委員)

地域間の問題もありますが、比較的自治会とつながりの強い人たちに何か気が付いたことがあれば、学校へ連絡下さいとお願いしておくことも必要かなと思います。

私も先日、1時間目のホームルームが始まる位の時間に通学路を通っていたとき、多分、寝巻に上着を羽織っているという保護者が、子どもを学校へ車で送っている様子を見ました。そのような姿をぱっと見ると、気になるわけです。その子の家庭での生活がどうなっているのかなということが。

私たちの学校は、帽子の色で学年が分かるので、少し気にしておこうかなと思っっているわけですが、地域で見守るということは、大切だと思った次第です。

だからといって監視するわけではないですが、お互いに気にかけておくことが必要かなと思います。

学校としても、自治会を始め地域の人を巻き込む仕組みを作っておくことが大切だと思います。一番つながっているのが、民生委員なのか評議員なのか分からないですが、情報を得るルートを築いておく必要があると思います。

(渡辺委員)

朝、交通立ち番をしてくれている交通安全指導員からは、意外とかなりの情報が入って来ます。

(委員長)

いじめだけではなくて、いつも体操服が汚くて、あざができていた子がいたので、どこかにぶつけたのって聞いたら、親が虐待をしていたということを見つけた例がありました。

地域の中で、発見できたことを持っていける先があるといいのかなと思います。

(高橋委員)

わざわざだと言にくいので、どれくらいのスパンでということもありますが、そういう時間あるいは場所を設けることが、地域連携という全体の枠組みの中でできるといいのかなと思います。家庭も学校も密室性が高いと思いますので。

(渡辺委員)

「統計法に基づき、市としての件数は公表しない」とありますが、これはどういう意味ですか。

(学校教育課長)

国が調査をかけたものは、市や県などから市や県単位でのその結果の数値を公表してはいけないと規定されています。ですから、このように書いております。

(高橋委員)

これは、国へ報告をした途中段階の数字であるから公表をすることができないということですね。市独自で集計をして、たまたま同じ数字になったときは、公表しても問題ないということですか。

(学校教育課長)

そうです。

(渡辺委員)

数字を出さないことで、いじめを隠しているという風に捉えられないですかね。

生活サポート委員会で取扱っていると思いますが、このいじめの認知件数は、PTAへはいつ報告をするのですか。

(学校教育課長)

それは、学校長の判断によって異なってきます。

(渡辺委員)

PTAの役員も知っておく必要があると思います。私も小中高とPTA会長をやってきましたが、問題があっても後になって、こういうことがあったと話がありまして、どうかと思いました。役員をやっているにも関わらず、後からしか報告がないというのは、非常におかしいと思います。

(学校教育課長)

今のご指摘は、PTA 総会などのみんなの集まる場を想定しているのか、役員会を想定しているのか、どのような位置づけでの話でしょうか。

(渡辺委員)

どの位置付けと言うよりも、どの位置付けでも話がないです。

このような問題があったと公になった時には聞くのですが、発生した時に聞くことはないということです。

何か発生した際には最低限、PTA 会長くらいは、把握しておく必要があると思いますが、そのような情報提供がなかったように思います。後で分かってくると保護者からすると、隠されていると感じますが、PTA 役員にでも報告をしておけばそのような捉えられ方はしないと思います。

少し PTA との関わり方を密にすべきではないかなと思います。

(学校教育課長)

ありがとうございます。

(芳賀委員)

今後は、「豊橋市いじめ防止対策基本方針」を策定していくということでしたが、現実に機能するまでには1年から2年かかるという事でした。実際は、今生活をしている子ども達もいるので、認知は大事ですが、一番大事なのは認知をしたあとの対応です。

これを誤ってしまうと、いじめは、完全に水面下に潜ってしまうことがあります。そのような事例を先生方に、なかなか具体的な事例は出しにくいと思いますが、伝えていく必要があると思います。そうしないと、気付かないままそれこそ重大事態が起きて、委員会を開くという状況になることがあると思います。

ですから、普段の小さいところで終わっていて、完全になくなるという状態を作るのは、難しいと思いますが、程良くなっていくようになると思います。それでも、対応がうまくいかないことは多いですね。何をどうすべきか、という確実な正解はないですが、特に若い先生だけで対応を終えないようにしてほしいです。やっていた当事者に直接話をしたとき、素直な子なら終わりますが、そうではない子もいますので、数年の間にも強化をしていくことをお願いしたいと思います。

(学校教育課長)

ありがとうございます。

(高橋委員)

今の意見とも関連しますが、これは、子どもだけの問題ではすまされないケースが多いです。親がからんでくるケースが多く、親子関係などから発生しているケースもあるので、情報共有は、徹底的にやっておく必要があります。先生方も本来の仕事に集中することができなくなってしまう恐れがあり、少なくとも昔よりは複雑化しており、簡単に終わらないケースが増えていると思います。その辺は、少し学校内のチームで解決で

きるというしかけを作らないとなかなか難しいかなと思います。積極的に対応をしようという人が、結果として問題を大きくしてしまう場合があると思います。

いろいろな人が関わりながら、チームで解決を図っていく、より多くの人が関わる事で教員としての問題解決能力の向上につなげたり、PTAや地域の人達が入っていけるような仕組みを築いたりするなどのしかけが必要かなと思います。

(渡辺委員)

この認知件数ですが、ほとんど解決していると考えても良いのですか。

(学校教育課長)

調査結果からは、6から7割が解消していると示されてきます。

(高橋委員)

差が解消した件数ということで、件数の中には、継続しているものもあるという事です。ね。

数字が減れば、減った分だけ解消しており、新たな案件が発生していれば、その分は増えているという事です。ね。統計の数字の見方の話になりますが、同じ案件が1年間解決できなければ、12として出てくるわけですね。

(学校教育課長)

そうです。

(委員長)

他に何かありますか。

なければ、次に協議事項2「豊橋市教育振興基本計画、豊橋市生涯学習推進計画、とよはし子ども・若者育成プランの中間見直しについて」でございますが、本件は、議会の福祉教育委員会へ提出する前の意思形成過程の案件であるため豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開で協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。

それでは、「豊橋市教育振興基本計画」から説明をお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、他に協議事項はありますか。

(スポーツ課長)

追加で、「豊橋総合スポーツ公園・豊橋公園の整備基本方針（案）について」をお願いします。なお、本件は、議会の福祉教育委員会及び建設消防委員会へ提出する前の意思形成過程の段階にありますので、非公開でお願いできますでしょうか。

(委員長)

協議事項3として「豊橋総合スポーツ公園・豊橋公園の整備基本方針（案）について」を非公開にて協議をしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。

それでは、協議事項3「豊橋総合スポーツ公園・豊橋公園の整備基本方針（案）について」の事務局から説明をお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

なければ、次に「日程第3 報告事項」に移ります。

報告事項(1)「平成27年度卒業式および平成28年度入学式について」を事務局から説明をお願いします。

■学校教育課長 報告事項1について説明（別添資料）

(委員長)

ご都合のつく方は、中学校の卒業式にて告辞を行っていただければと思います。また、希望する中学校がある場合は、調整を図っていただければと思います。

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

なければ、次に、報告事項(2)「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を

要望する請願について」を事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 報告事項2について説明（別添資料）

（委員長）

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

（高橋委員）

非常に分かりにくいのですが、要望している方のそもそもの目的はわかりますか。

（教育政策課長）

はっきりとは分かりません。

（高橋委員）

結局、何を實現したいのかが分かりづらいです。素朴な質問なのですが、何をどうしたいから、あるいは何を訴えたいのかが分かりません。しかし、歴年わたって取組んで見えるので、かなりのエネルギーを費やしており、気になりました。

（委員長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

なければ次に報告事項（3）「食物アレルギーを有するお子様への対応について」を事務局から説明をお願いします。

■保健給食課長 報告事項3について説明（別添資料）

（委員長）

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

（渡辺委員）

アレルギーの原因食品を含むおかずが、配膳されない子、この図でいうと、八宝菜が配膳されない子は、どうなるのですか。

（保健給食課長）

おかずがないので、おかずなどの一部をお弁当で持ってきてもらうか、完全弁当にするかになります。献立表を見て、保護者の方に対応をしてもらうという事になります。

(渡辺委員)

管理指導表の提出期限は、いつになる予定ですか。

(保健給食課長)

医師会との話し合いの中で、2月末としております。インフルエンザが流行する時期でもあり、医師の方が忙しい時期でもあるため、余裕をみて2月末としています。

(渡辺委員)

これについては、個々の要求には応じないということですが、何か問題が生じることはありますか。

(保健給食課長)

様々な要求が寄せられた時に、学校現場が対応をできなくなることが想定されます。

(委員長)

この八宝菜が、食べられないときは、自分でお弁当を持ってきても給食費の減額は、ありませんということですよ。

(保健給食課長)

そのような場合は、完全弁当にしてもらうということになります。

(委員長)

一日単位での完全弁当の対応は、可能なのですか。

(保健給食課長)

可能です。何日か前までに伝えてもらったら対応ができます。

(委員長)

毎月、献立表を配布しているので、弁当にする日を決めて伝えれば良いのです。

(高橋委員)

最近の新聞記事で、文部科学省の給食でのアレルギーへの対応について載っていました。文部科学省が、国全体の方針を出している中での豊橋市の動きであることを知ってもらう必要がありますね。

(保健給食課長)

豊橋市では、昨年8月に「食物アレルギー対応の手引」を策定しており、その後に文部科学省の方針が出され、現在を移行期間として平成28年度より実施できるようにしたいと考えています。ただ、愛知県の方針が示されていないので、そこも意識しながら進めていくこととなります。

(芳賀委員)

危なかったケースがあったとしたときに、どこかで情報共有をしていますか。

(保健給食課長)

校長会議で情報提供をしています。

(芳賀委員)

小学校だから大丈夫だと思いますが、保育の場だとアレルギーに対応をした食事を用意する際には、間違えて勝手に持って行かないよう気をつけていると聞いています。配ぜんの際に間違えてしまうこともあるので、間違えないようにする工夫も必要ですね。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

なければ次に報告事項(4)「^{まごしながひづか}馬越長火塚古墳群」の国史跡指定及び「豊橋市民俗資料収蔵室」の国文化財登録について」を事務局から説明をお願いします。

■美術博物館副館長 報告事項4について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

(高橋委員)

豊橋市民俗資料収蔵室についてですが、文化財登録の指定を受けると利用についての制限はあるのですか。

(美術博物館副館長)

「指定」というのは、建物であれば建てられた当時の内装、外観を維持しなければならないという規制の強い制度になりますが、「登録」であれば外側をある程度保てば、中はある程度改修しながら使い勝手よく利用できます。

(高橋委員)

ここは、地元では「ふるため」と呼ばれており、いろいろな形で地域コミュニティが活動を行っていますので、何らかの影響を受けるのかなと心配しました。

(美術博物館副館長)

そういった点は、問題ないです。

今後ご利用をいただけます。

(高橋委員)

むしろ、そのような権威付けというか、冠が付き、それをうまく使って利用できるという事で、プラスに働くという事ですね。

(美術博物館副館長)

そうです。

(委員長)

他に何かありますでしょうか。

(保健給食課長)

保健給食課より、報告事項として「平成27年度教育委員ふれあい給食について」をお願いします。

(委員長)

報告事項(5)として「平成27年度教育委員ふれあい給食について」の説明を事務局からお願いします。

■保健給食課長 報告事項5について説明(別添資料)

(委員長)

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですが、他に報告事項はございませんか。

(学校教育課長)

学校教育課より、「市内生徒の問題行動等重大事案について」の報告をさせていただきます。なお、本案件は、特定の個人を識別することができる情報を含むため、豊橋市情報

公開条例第6条第1項第1号の規定により、「非公開」としたいと思いますが異議はございますか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

異議が、ございませんので非公開で行います。

それでは、報告事項 「市内生徒の問題行動等重大事案について」の説明を事務局からお願いします。

【非公開部分】

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

他にごございませんか、なければ、次に「日程第4 定例会の日程等について」ですが、事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 定例会の日程等について説明

(委員長)

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして、本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後 5 時 3 0 分 閉会

豊橋市教育委員会委員長

委 員

委 員